

栃木市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成27年2月19日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 千 葉 正 弘

記

1. 監査の実施日 平成27年2月9日

2. 監査の対象

(1) 公の施設

栃木市西方ふれあいプラザ

(2) 指定管理者

(福) 栃木市社会福祉協議会

3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。

4. 監査の結果

補助の目的に適合した事務事業が執行され、概ね良好なものと認められた。

以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である社会福祉法人栃木市社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的とする団体であり、社会福祉法にも位置付けられた地域福祉を推進する民間組織である。

市からの委託料は、介護予防に関する教養の向上と健康増進を図ることを目的として設置された、西方ふれあいプラザの効率的な運營業務を担うことを目的に交付されるものである。

当施設においては、高齢者に対するレクリエーションや納涼祭等の季節の行事の開催、健康づくりや介護予防のための事業、入浴サービスの場の提供、生活や健康上の相談への対応、施設及び設備の維持管理など、利用者に喜んでいただけるようなサービスの提供に努め、広く市民が利用する公の施設であることを常に念頭におきながら、利用者拡大に向けた様々な活動をしており、当法人が担う役割は大きなものと考えられる。

(2) 会計経理について

市からの委託料 2,900,000 円は、人件費、水道光熱費、通信費、施設内の機器類賃借料に対する支出が主なものであるが、支出についてはその目的に沿って執行されている。

なお、事業等については諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれ概ね適正に処理されていたが、臨時職員の出勤簿と給与台帳の処理に一部不明瞭な点が見受けられたので、チェック機能を強化し、書類の処理の統一化を図るよう、口頭で指導した。予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、今後は十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

(3) 要望について

高齢化社会を迎え、ますます当施設の役割が高まってきており、高齢者に対する生きがいの場の提供、要介護状態になることを予防するための知識の向上と健康の保持増進に努め、指定管理者制度導入の当初の目的を達成されるよう今後も民間のノウハウを活かした施設運営に努められ、より一層地域住民や来訪者に愛される施設となるよう期待するものである。

しかしながら、指定管理料については、市民の税金であることを念頭に入れ、指定管理者の更なる経営努力による経費節減に努

め、最小の経費で最大の効果が得られるよう、指定管理者の導入の目的に沿った成果が上げられることを要望する。

また、行政においては、現状の指定管理料にかかる収支報告について十分に精査し、市の負担が適正なものか否かを判断し、指定管理者がその能力を十分に発揮できているかを検証し、改善すべき点があれば指定管理者への指導を忌避することなく、当該目的達成のため、努められたい。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

(1) 名 称 栃木市西方ふれあいプラザ

(2) 所在地 栃木市西方町元1600番地1

(3) 施設概要

- ・ 構造 木造平屋建1棟
- ・ 延床面積 224.16㎡
- ・ 敷地面積 1,831㎡
- ・ 主な施設 和室15帖(24.83㎡)、
洋室15帖(24.83㎡)、
浴室(男性)、浴室(女性) 他
- ・ 開館年月 平成12年4月